

奈良県PPP/PFI手法導入優先的検討規程の概要

【優先的検討規程策定にかかる国の動き】

○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

⇒人口20万人以上の地方公共団体等において民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する

○多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

○多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について（要請）（平成27年12月17日内閣府、総務省通知）

策定の目的（第1条関係）

PPP/PFI手法の導入について、公共施設等の整備及び運営等の所管部局が優先的検討を行うに当たって必要な手続を定める。

優先的検討の開始時期（第2条関係）

- 新たな公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- 公共施設等の整備等の方針を検討する場合
 - ・奈良県公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」策定（改定）の時
 - ・「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第2の「経営戦略」策定の時
 - ・奈良県地方創生総合戦略改定の時 等

優先的検討の対象とする事業（第3条関係）

以下の①及び②の両方に該当する事業を対象とする。

- ①次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ・建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ・利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- ②次の事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ・10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ・公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）については事業費基準を設定しない

検討結果の公表（第7条関係）

次図の導入プロセス④、⑤の検討の結果、導入不採用となった事業については、必要な事項（導入しなかった旨、評価内容等）について、それぞれ定められた時期までにインターネット上で公表するものとする。

<PPP/PFI導入プロセス>

